

第4号様式（第2条関係）

受領委任払取扱誓約書

香芝市長 様

年 月 日

住 所
事業者名
代表者氏名

印

香芝市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領委任払の取扱いに関して、代理申請及び受領に係る届出を行うに当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

（基本的事項）

- 1 平成11年3月31日厚生省告示第95号に定められた介護給付費の対象となる住宅改修（以下「住宅改修」という。）の提供に関しては、関係法令、通達及び本市の要綱等を遵守すること。
- 2 被保険者が、居宅要介護等被保険者となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状況・希望及びそのおかれている環境を踏まえた適切な住宅改修を行えるよう援助・施工・調整等を行い、住宅改修を行うことにより要介護者等の日常生活の便宜を図り、要介護者等を介護する者の負担の軽減を図るよう努めること。
- 3 住宅改修に当たっては、香芝市、居宅介護支援事業者、居宅介護サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
- 4 居宅要介護等被保険者の意思及び人権を尊重し、常に居宅要介護等被保険者の立場に立ったサービスの提供に努めること。
（見積書等の発行）
- 5 住宅改修の施工に係る費用の見積書及びその内容等を明記した内訳書を作成し、居宅要介護等被保険者に発行すること。
（見積書の内容変更）
- 6 当該住宅改修に関する見積書の記載内容に変更が生じた場合又は変更前の見積書の内容に基づいて承認された受領委任払の取扱いについては、無効となることを当該居宅要介護等被保険者に通知又は説明すること。
（住宅改修の施工等）
- 7 要介護者等より香芝市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費承認決定通知書を受領した旨の連絡があった場合は、承認された内容の住宅改修を行い、施工に関して十分に説明を行い、快適な環境となるよう施工すること。
（自己負担額の受領）
- 8 住宅改修費については、香芝市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給決定通知書に記載されている自己負担額の支払を要介護者等より受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、工事完了及び自己負担額の受領後、要介護者等へ領収証を発行すること。
（記録の整備）
- 9 香芝市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費に関する記録を整備し、住宅改修完了の日から2年間保存すること。
（指導・調査等）
- 10 市長が必要であると認めた住宅改修の支給に関しては、指導又は調査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は警告を行った場合には、直ちにこれに従うこと。
- 11 関係法令、通達、本市の要綱及びこの遵守事項に違反し、その是正等について市長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。
（苦情処理等）
- 12 居宅要介護等被保険者から住宅改修の施工に関し、苦情又は相談があった場合には、その者の状況を詳細に把握する必要に応じて、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行うこと。また、苦情に対しては、居宅要介護等被保険者の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行い、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当該事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を要介護者等の立場に立って検討し、対処すること。
- 13 住宅改修の施工に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により、居宅要介護等被保険者等の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、その損害を賠償すること。
（秘密保持）
- 14 事業所の職員は、業務上知り得た居宅要介護等被保険者及びその家族の秘密を保持すること。また、職員であった者に、業務上知り得た居宅要介護等被保険者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とすること。